

令和4年度版「医科診療報酬点数表(早見表付)」の追補について(第21報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じましたのでお知らせします。

- ・令和5年8月29日 厚生労働省告示第253号 使用薬剤の薬価(薬価基準)及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示
- ・令和5年8月29日 厚生労働省告示第255号 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件
- ・令和5年8月29日 保医発0829第6号 使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について
- ・令和5年8月29日 保医発0829第7号 検査料の点数の取扱いについて
- ・令和5年8月31日 厚生労働省告示第259号 特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する告示
- ・令和5年8月31日 保医発0831第1号 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について
- ・令和5年8月31日 保医発0831第3号 検査料の点数の取扱いについて

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
早269		下から1行目	<p>6. 投薬期間に上限が設けられている医薬品、保険医が投与することができる注射液</p> <p>(4) 保険医が投与することができる注射液</p> <p><u>ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パピナフスブアルファ製剤、アバルグルコシダーゼアルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤及び</u> <u>ペグセタコبران製剤</u></p>	<p>6. 投薬期間に上限が設けられている医薬品、保険医が投与することができる注射液</p> <p>(4) 保険医が投与することができる注射液</p> <p><u>ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パピナフスブアルファ製剤、アバルグルコシダーゼアルファ製剤、ラナデルマブ製剤及び</u> <u>ネモリズマブ製剤</u></p>	字句挿入
早333		下から3行目	<p>別表第9 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬</p> <p><u>サトラリズマブ製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、</u> <u>ペグセタコبران製剤</u></p>	<p>別表第9 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬</p> <p><u>サトラリズマブ製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤</u></p>	字句挿入
早334		上から2行目	<p>別表第9の1の3 注入器加算に規定する注射薬</p> <p>別表第9に規定する注射薬のうち、pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤<u>及びペグセタコبران製剤</u>以外のもの</p>	<p>別表第9の1の3 注入器加算に規定する注射薬</p> <p>別表第9に規定する注射薬のうち、pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤以外のもの</p>	字句挿入

早334	上から6行目	別表第9の1の5 注入ポンプ加算に規定する注射薬 pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤、 <u>ペグセタコプラ</u> <u>製剤</u> 以外のもの	別表第9の1の5 注入ポンプ加算に規定する注射薬 pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤	字句挿入
早360	上から15行目	II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001～063 (略) 064 脊椎固定用材料 (1)～(4) (略) (5) 脊椎スクリュー(可動型) ① (略) ② 横穴付き 97.900円 <u>(令和5年11月1日から適用する。)</u> (6)～(11) (略) 065～111 (略)	II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001～063 (略) 064 脊椎固定用材料 (1)～(4) (略) (5) 脊椎スクリュー(可動型) ① (略) ② 横穴付き 101.000円 (6)～(11) (略) 065～111 (略)	字句訂正
早370	下から4行目	112 ペースメーカー (1)～(3) (略) (4) デュアルチャンバ(リード一体型) 1,070,000円 <u>(令和5年11月1日から適用する。)</u> (5)～(7) (略) 113～132 (略)	112 ペースメーカー (1)～(3) (略) (4) デュアルチャンバ(リード一体型) 1,170,000円 (5)～(7) (略) 113～132 (略)	字句訂正
早378	下から12行目	133 血管内手術用カテーテル (1)～(8) (略) (9) 血栓除去用カテーテル ①・② (略) ③ 経皮的血栓除去用 ア 標準型 34,000円 イ 破砕吸引型 448,000円 ④ (略) (10)～(22) (略) 134～145 (略)	133 血管内手術用カテーテル (1)～(8) (略) (9) 血栓除去用カテーテル ①・② (略) ③ 経皮的血栓除去用 34,000円 ④ (略) (10)～(22) (略) 134～145 (略)	字句訂正
早384	上から2行目	146 大動脈用ステントグラフト (1)・(2) (略) (3) 胸部大動脈用ステントグラフト(メイン部分) ① (略) ② 中枢端可動型 1,490,000円	146 大動脈用ステントグラフト (1)・(2) (略) (3) 胸部大動脈用ステントグラフト(メイン部分) ① (略) (新設)	字句挿入

			<p>③ (略) (4)~(7) (略) 147~199 (略)</p>	<p>② (略) (4)~(7) (略) 147~199 (略)</p>	字句訂正
早394	上から20行目	<p>200 放射線治療用合成吸収性材料 (1)・(2) (略) 注 ア (略) a~c (略) イ シート型 a 近接する消化管等のため放射線治療の実施が困難な患者に対して、腹腔内又は骨盤内の悪性腫瘍(後腹膜腫瘍を含む)と消化管等との間隙を確保するために使用した場合に限り、一連の治療につき1枚を限度として算定できる。 b (略) 201~224 (略)</p>	<p>200 放射線治療用合成吸収性材料 (1)・(2) (略) 注 ア (略) a~c (略) イ シート型 a 近接する消化管等のため粒子線治療の実施が困難な患者に対して、腹腔内又は骨盤内の悪性腫瘍(後腹膜腫瘍を含む)と消化管等との間隙を確保するために使用した場合に限り、一連の治療につき1枚を限度として算定できる。 b (略) 201~224 (略)</p>	字句訂正	
471	右 下から1行目	<p>D004-2 悪性腫瘍組織検査 (1)~(16) (略) (17) 乳癌悪性度判定検査 ア <u>ホルモン受容体陽性かつHER2陰性であって、リンパ節転移陰性、微小転移又はリンパ節転移1~3個の早期浸潤性乳癌患者を対象に、遠隔再発リスクの提示及び化学療法の要否の決定を目的として、腫瘍組織から抽出した21遺伝子のRNA発現の定量値に基づき乳癌悪性度判定検査を実施した場合は、本区分の「1」の「イ」の(1)医薬品の適応判定の補助等に用いるものの所定点数3回分、「注1」の「イ」2項目の所定点数2回分、「ハ」4項目以上の所定点数2回分及び区分「B011-5」がんゲノムプロファイリング評価提供料の所定点数を合算した点数を準用して、原則として患者1人につき1回に限り算定できる。なお、医学的な必要性から患者1人につき2回以上実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄にその医学的な理由を記載する。</u> イ <u>本検査の実施に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄にホルモン受容体、HER2の検査結果及びリンパ節転移の状況について記載する。</u></p>	<p>D004-2 悪性腫瘍組織検査 (1)~(16) (略) (新設)</p>	字句挿入	

487	右	下から10行目	<p>D006-24 肺癌関連遺伝子多項目同時検査</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>遺伝性網膜ジストロフィ遺伝学的検査は、臨床症状、検査所見、家族歴等からRPE65遺伝子変異による遺伝性網膜ジストロフィと疑われる者であって、十分な生存網膜細胞を有することが確認された者に対して、血液を検体とし、遺伝性網膜ジストロフィの疾患原因遺伝子の情報を取得するものとして薬事承認又は認証を得ており、厚生労働省難治性疾患政策研究事業において「網膜脈絡膜・視神経萎縮症に関する調査研究班網膜ジストロフィにおける遺伝学的検査のガイドライン作成ワーキンググループ」が作成した「遺伝性網膜ジストロフィの原因となりうる主な遺伝子リストに記載されている遺伝性網膜ジストロフィの関連遺伝子の変異を評価可能な医療機器等により次世代シーケンシングを用いてボレチゲンネパルボバク</u>の適応の判定の補助を目的として実施した場合にのみ、患者1人につき1回に限り、区分「D006-24 肺癌関連遺伝子多項目同時検査」と区分「D004-2 悪性腫瘍組織検査1. 悪性腫瘍遺伝子検査 イ. 処理が容易なもの(1) 医薬品の適応判定の補助等に用いるもの」と区分「D004-2悪性腫瘍組織検査1. 悪性腫瘍遺伝子検査 イ. 処理が容易なもの注1ハ4項目以上」を合算した所定点数を準用して算定する。</p> <p>(6) <u>遺伝性網膜ジストロフィ遺伝学的検査は、厚生労働省難治性疾患政策研究事業において「網膜脈絡膜・視神経萎縮症に関する調査研究班IRDパネル検査における遺伝学的検査運用ガイドライン作成ワーキンググループ」が作成した検査運用指針に従って実施された場合に限り算定する。</u></p> <p>(7) <u>遺伝性網膜ジストロフィ遺伝学的検査は、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関で実施すること。ただし、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関との連携体制を有し、当該届出を行っている保険医療機関において必要なカウンセリングを実施できる体制が整備されている場合は、この限りではない。</u></p>	<p>D006-24 肺癌関連遺伝子多項目同時検査</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>字句挿入</p> <p>字句挿入</p> <p>字句挿入</p>
			<p>第2章 特掲診療料</p> <p>第6部 注射</p> <p>※通則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 生物学的製剤注射加算</p> <p>(1) 「通則3」の生物学的製剤注射加算を算定できる注射薬は、トキソイド、ワクチン及び抗毒素であり、注射の方法にかかわらず、次に掲げる薬剤を注射した場合に算定できる。</p>	<p>第2章 特掲診療料</p> <p>第6部 注射</p> <p>※通則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 生物学的製剤注射加算</p> <p>(1) 「通則3」の生物学的製剤注射加算を算定できる注射薬は、トキソイド、ワクチン及び抗毒素であり、注射の方法にかかわらず、次に掲げる薬剤を注射した場合に算定できる。</p>	

677	右	上から18行目	<p>ア (局) 乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン イ 組換え沈降B型肝炎ワクチン(酵母由来) ウ 組換え沈降B型肝炎ワクチン(チャイニーズ・ハムスター卵巣細胞由来) エ 肺炎球菌ワクチン オ 髄膜炎菌ワクチン カ <u>乾燥ヘモフィルスb型ワクチン</u> キ 沈降破傷風トキソイド ク (局) ガスエソウマ抗毒素 ク 乾燥ガスエソウマ抗毒素 コ (局) 乾燥ジフテリアウマ抗毒素 サ 乾燥破傷風ウマ抗毒素 シ (局) 乾燥はぶウマ抗毒素 ス (局) 乾燥ボツリヌスウマ抗毒素 セ (局) 乾燥まむしウマ抗毒素</p> <p>(2) (略) 3～10 (略)</p>	<p>ア (局) 乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン イ 組換え沈降B型肝炎ワクチン(酵母由来) ウ 組換え沈降B型肝炎ワクチン(チャイニーズ・ハムスター卵巣細胞由来) エ 肺炎球菌ワクチン オ 髄膜炎菌ワクチン</p> <p>(新設) カ 沈降破傷風トキソイド キ (局) ガスエソウマ抗毒素 ク 乾燥ガスエソウマ抗毒素 ク (局) 乾燥ジフテリアウマ抗毒素 コ 乾燥破傷風ウマ抗毒素 サ (局) 乾燥はぶウマ抗毒素 シ (局) 乾燥ボツリヌスウマ抗毒素 ス (局) 乾燥まむしウマ抗毒素</p> <p>(2) (略) 3～10 (略)</p>	字句挿入
871	右	下ら5行目	<p>K007-3 放射線治療用合成吸収性材料留置術 近接する消化管等のため放射線治療の実施が困難な患者に対して、シート型の放射線治療用合成吸収性材料を用いて腹腔内又は骨盤内の悪性腫瘍(後腹膜腫瘍を含む。)と消化管等との間隙を確保した場合に算定する。</p>	<p>K007-3 放射線治療用合成吸収性材料留置術 近接する消化管等のため粒子線治療の実施が困難な患者に対して、シート型の放射線治療用合成吸収性材料を用いて腹腔内又は骨盤内の悪性腫瘍(後腹膜腫瘍を含む。)と消化管等との間隙を確保した場合に算定する。</p>	字句訂正
調24	右	下から16行目	<p>01 薬剤調製料 (1)～(4) (略) (5) 注射薬 ア (略) イ <u>レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボンリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パピナフスプ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤及びベグセタコブラン製剤</u>に限る。</p> <p>ウ～オ (略)</p>	<p>01 薬剤調製料 (1)～(4) (略) (5) 注射薬 ア (略) イ <u>レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボンリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パピナフスプ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤及びネモリズマブ製剤</u>に限る。</p> <p>ウ～オ (略)</p>	字句挿入

調87	右	上から23行目	<p>30 特定保険医療材料 別表2 <u>サトラリズマブ製剤</u>、<u>ガルカネズマブ製剤</u>、<u>オフアツムマブ製剤</u>、<u>ボソリチド製剤</u>、<u>エレヌマブ製剤</u>、<u>アバロパラチド酢酸塩製剤</u>、<u>カブラシズマブ製剤</u>、<u>乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤</u>、<u>フレマネズマブ製剤</u>、<u>ムトレキサート製剤</u>、<u>チルゼパチド製剤</u>、<u>ビメキズマブ製剤</u>、<u>ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤</u>、<u>ペグバリアーゼ製剤</u>、<u>ラナデルマブ製剤</u>、<u>ネモリズマブ製剤</u>及び<u>ペグセタコプラン製剤</u>の自己注射のために用いるデイスポーザブル注射器(針を含む。)</p>	<p>30 特定保険医療材料 別表2 <u>サトラリズマブ製剤</u>、<u>ガルカネズマブ製剤</u>、<u>オフアツムマブ製剤</u>、<u>ボソリチド製剤</u>、<u>エレヌマブ製剤</u>、<u>アバロパラチド酢酸塩製剤</u>、<u>カブラシズマブ製剤</u>、<u>乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤</u>、<u>フレマネズマブ製剤</u>、<u>ムトレキサート製剤</u>、<u>チルゼパチド製剤</u>、<u>ビメキズマブ製剤</u>、<u>ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤</u>、<u>ペグバリアーゼ製剤</u>、<u>ラナデルマブ製剤</u>及び<u>ネモリズマブ製剤</u>の自己注射のために用いるデイスポーザブル注射器(針を含む。)</p>	字句挿入
調88	右	下から1行目	<p>別表3 <u>サトラリズマブ製剤</u> <u>ガルカネズマブ製剤</u> <u>オフアツムマブ製剤</u> <u>ボソリチド製剤</u> <u>エレヌマブ製剤</u> <u>アバロパラチド酢酸塩製剤</u> <u>カブラシズマブ製剤</u> <u>乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤</u> <u>フレマネズマブ製剤</u> <u>ムトレキサート製剤</u> <u>ビメキズマブ製剤</u> <u>ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤</u> <u>ペグバリアーゼ製剤</u> <u>ラナデルマブ製剤</u> <u>ネモリズマブ製剤</u> <u>ペグセタコプラン製剤</u></p>	<p>別表3 <u>サトラリズマブ製剤</u> <u>ガルカネズマブ製剤</u> <u>オフアツムマブ製剤</u> <u>ボソリチド製剤</u> <u>エレヌマブ製剤</u> <u>アバロパラチド酢酸塩製剤</u> <u>カブラシズマブ製剤</u> <u>乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤</u> <u>フレマネズマブ製剤</u> <u>ムトレキサート製剤</u> <u>ビメキズマブ製剤</u> <u>ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤</u> <u>ペグバリアーゼ製剤</u> <u>ラナデルマブ製剤</u> <u>ネモリズマブ製剤</u> (新設)</p>	字句挿入